

### 20歳になったら国民年金！

新成人のみなさんおめでとうございます。20歳になったらあなたも国民年金の仲間入りです。日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることとなっています。国民年金はやがて迎える老後や、万が一けがや病気で障害が残った時、一家の働き手が亡くなった時などに年金の給付を受けられるよう、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に…」と後悔しないように、国民年金に加入しましょう。

なお、学生や収入が少なく保険料の納付が困難な人の場合は、「学生納付特例」や「免除・納付猶予」など保険料の支払いを免除または猶予する制度がありますので市保険年金課や各支所総務・住民課、別府年金事務所などで申請してください。

#### ■年金手帳は大切に保管しましょう。

国民年金や厚生年金に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付されます。

年金に関する手続きの際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は大切に保管してください。

■問合先 別府年金事務所（☎0977-22-5111）、市保険年金課（内線266）、各支所総務・住民課

### 街角の年金相談センター中津（要予約）

予約専用電話（☎0570-05-4890）

- 日時 平日の9時～17時（年末年始除く）
  - 場所 市役所 別棟 2階
  - 相談内容 厚生年金・国民年金の制度、加入記録、年金見込額に関する相談や諸変更届の受付 など
- 【街角の年金相談センター中津からのお願い】**  
街角の年金相談センター中津では、電話での相談は受け付けていません。あらかじめ、相談日を予約専用電話でご予約ください。なお、市役所代表電話からはおつなぎできません。ご協力をお願いします。

■問合先 別府年金事務所（☎0977-22-5111）

### 悩まず どんとこい相談室（無料）

解雇、賃金未払い、労働条件などの労使間トラブルについて、電話・来所での相談をお受けします。

■期間 2月1日(出)～7日(金)

■時間

【平日】9時～20時（来所の受付は18時30分まで）

【土・日】9時～17時（来所の受付は16時まで）

■相談方法

①電話相談 ☎097-536-3650（相談専用ダイヤル）、☎097-506-5251、☎097-506-5241

②来所相談 県労働委員会事務局（県庁舎本館3階）

※土・日の場合の出入り口は県庁舎本館裏玄関

◎この期間以外でも、平日9時～17時に、随時労働相談を受けています。

■問合先 県労働委員会（☎097-506-5241）

### 行政書士無料相談会（事前申込不要）

■日時 1月25日(出) 13時～16時

■場所 中津文化会館 スタジオA

■内容 遺言、相続、空き家対策 など

■問合先 大分県行政書士会（☎097-537-7089）

### いつでもどこでもスマホで申告

スマートフォン（以下スマホ）で所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。今回から対象範囲が広がり、給与所得（年末調整済の給与のほか、年末調整未済や、2か所以上から給与の支払いがある人にも対応）のほか、年金収入や副業などの雑所得がある人なども、スマホでの申告が大変便利です。

◎「スマホでe-Tax」は以下のいずれかの方法が選べます。

①マイナンバーカード方式（1月31日以降）「マイナンバーカード」と「マイナンバー読み取機能を搭載したスマホ」をお持ちの人は、マイナンバーカードの電子証明書を読み取って、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

②ID・パスワード方式 事前に税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード」があれば、スマホ専用画面からe-Taxで送信できます。

※ご自宅のパソコンやタブレット端末からも同じ手順でご利用できます。

※詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

■問合先 中津税務署（☎22-3111※自動音声案内）

### ◎相談

#### 特設人権なんでも相談所（無料・事前申込不要）

■日時 2月21日(金) 10時～15時

■場所 山国支所 2階 会議室

■相談内容 金銭、相続、家庭内の問題、その他人権に関する問題全般

■相談員 人権擁護委員

◎大分地方方法務局中津支局では、毎週木曜日9時～16時に、人権擁護委員による常駐相談を行っています。

■問合先 大分地方方法務局中津支局（☎22-0584）

### 健康診査は受けましたか？

受診券の有効期限は3月31日(火)です。

後期高齢者医療制度の加入者を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見・治療のため健康診査を実施しています。健康診査は、広域連合の指定医療機関で受診することができます。受診できる病院など、詳しくはお問い合わせください。（すでに生活習慣病などの治療を定期的に行っている人や、健康診査に相当する検査を受けた人は、必ずしも受診する必要はありません。）

■料金 年1回のみ無料

■受診時に必要なもの 健康診査受診券と後期高齢者医療被保険者証

■問合先 市保険年金課（内線323）、大分県後期高齢者医療広域連合（☎097-534-1771）

### 無人航空機（ドローン、産業用無人ヘリコプターなど）による農薬散布を行う事業者へのお願い

◆無人航空機による農薬散布には、航空法の規定に基づき、事前に国土交通大臣の許可・承認が必要です。詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。【国土交通省】



◆農薬散布は、農薬取締法および「大分県無人航空機利用による農薬散布指導に関する基本方針」に基づき、適正に行ってください。また、県北部振興局に散布計画・実績の提出が必要です。詳しくは、県地域農業振興課ホームページをご覧ください。



■問合先 県北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班（☎0978-32-1621）

## 寒くなったら要注意！ 水道管の凍結・破裂にご注意ください！

#### ■このような時には要注意

寒波により、外気温が-4℃以下または氷点下の真冬が続いた場合は、水道管が凍結し水が出なくなったり、水道管が破裂したりすることがありますのでご注意ください。

#### ■事前の凍結対策を

屋外でむき出しになっている水道管や、風あたりが強い場所にある水道管には、保温材・毛布・布切れなどを巻きつけ、ビニールテープなどを巻いて凍結を防いでください。また、冷え込みが予想される日は、前もって少量の水を蛇口から流しておくことで凍結を防止できます。

#### ■水道管が破裂してしまったら

水道管が破裂してしまった場合は「中津市指定給水装置工事事業者」に連絡して修理を依頼してください。事業者の一覧表は市ホームページに掲載しています。

※修理費用など詳しくは、修理を依頼する水道工事店に直接お問い合わせください。宅地内での凍結事故の修理代は、依頼主の負担になります。

※ご近所で漏水を発見した場合は、下記の問合先まで連絡をお願いします。

■問合先 中津市上下水道お客さまセンター（☎24-1382）、上下水道部総務課・水道課（☎24-1234）



## 1月のオレンジカフェ（認知症カフェ）のご案内

オレンジカフェとは、認知症の人やその家族、物忘れが気になる人などが気軽に集まってお茶を飲みながら談笑する場です。このカフェの特徴は、スタッフに医師、看護師、社会福祉士、ケアマネージャーなどが参加していて、専門職の人に気軽に困りごとや心配ごとなどを相談することもできます。

市では認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。オレンジカフェもその一環でおこなっていて、市内9か所で開催しています。

「『認知症かな?』と思ってもどこに相談してよいかわからない。」「もっと気軽に相談がしたい。」という人は、ぜひお気軽にご参加ください。

○参加料 100円（昼食などがある場合は、別途負担）

1月の開催予定	日時	場所	問合先
オレンジカフェ さわらび	1月23日(休)	特別養護老人ホーム さわらび (大字植野)	特別養護老人ホーム さわらび (☎33-1138)
	13時～14時30分		
オレンジカフェ 三歩	1月25日(出)	特別養護老人ホーム 悠久の里 (大字永添)	特別養護老人ホーム 悠久の里 (☎26-0750)
	13時30分～15時		

※オレンジカフェに参加したい場合は、事前に各問合先または介護長寿課に連絡してください。

■問合先 介護長寿課（内線737）